

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項、第5項及び6項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 次のいずれかに該当すること
 - (1) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの
 - (2) 刻印等（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示をいう。以下同じ。）が当該容器になされているもの
 - (3) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第12号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。）であって、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号。以下「容器則細目告示」という。）第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
 - ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること
 - (1) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの
 - (2) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの
 - (3) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
- 二 液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）のガス容器及び導管は、取り外してガスの充填を行うものでないこと。
- 三 ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取り付けられていること。
- 四 ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取り付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取り付けられていること。
- 五 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。この場合において、直射日光をうけるものには、おおいその他の適当な日よけを設けること。
- 六 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。

ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。

七 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1 m以内の長さごとに支持されていること。

八 アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。

九 高圧部の配管は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。この場合において、「高圧部の配管」とは、ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。

十 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。

十一 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。

十二 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。

十三 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

十四 アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。

十五 圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車は、高圧配管の途中に、原動機が停止した場合（アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止の場合を除く。）に自動的に燃料の供給を遮断する装置を設けていること。

十六 圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車のうちガス容器をトランク室に取り付けたもので、かつ、ガス充填弁がトランク室にあるものにあつては、ガス充填口蓋はトランク室の蓋を開けなければ開放できない構造であること。

十七 圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車は、別添18「自動車燃料ガス容器取付部の技術基準」及び別添19「自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準」に定める基準に適合する構造であること。

2 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第2項の告示で定める基準は、前項各号の基準及び第18条第1項第2号ハに掲げる基準とする。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス

容器の充填口」と読み替えるものとする。

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 次のいずれかに該当すること

- (1) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの
- (2) 刻印等が当該容器になされているもの
- (3) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際相互承認規則」という。）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）又は協定規則第146号の技術的な要件（同規則の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

- (1) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの
- (2) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの
- (3) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、前号イ(4)又はロ(4)に掲げる基準に適合するガス容器を備える自動車にあつては、ロに掲げるものを除く。

イ 協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.までに限る。）に定める基準に適合すること。

ロ 容器附属品は、各ガス容器に直接取り付けられていること。

三 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車に限る。）にあつては、燃料装置が別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

- 四 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車に限る。）にあつては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が300mm以上である位置に取り付けられていること。
- 五 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては燃料装置が協定規則第146号の技術的な要件（同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.2.2.3.までに限る。）に定める基準に適合するものであること。
- 4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。
- 一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。
- 二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5の1.及び2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。
- 三 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改

訂版の規則7.2.に限る。）に適合すること。

- 四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版附則3の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.に限る。）に適合すること。
- 五 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.5.2.に限る。第98条において同じ。）に適合すること。
- 5 圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
- イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
- ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
- 二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。
- 6 液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
- イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第4

号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。